

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第11号	
事故等名	漁船弥生丸モーターボートミッチー2000衝突	
発生年月日時刻	平成20年8月31日 08時30分ごろ	
発生場所	新潟港西区西突堤灯台から真方位059° 3.5海里 (北緯37° 59' 22"、東経139° 07' 56")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月6日、7日及び10日弥生丸船長並びに11月6日ミッチー2000船長への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	A 漁船弥生丸 3.8トン	
漁船登録番号	NG3-14577	
船舶所有者	個人所有	
船種・船名・長さ	B モーターボートミッチー2000 6.39m	
船舶番号	220-20728	
船舶所有者	個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士 B 船長 二級小型船舶操縦士	
負傷者	A 負傷者なし B 負傷者なし	
損傷	A 船首部擦過傷 B 右舷船体外板亀裂	
事故等の経過	A船は、船長Aが単独で乗り組み、新潟県新潟港西区信濃川上流柳都大橋下右岸の定係地を発し、同県北蒲原郡聖籠町網代浜に向けて約8.0ノットの対地速力で東行中、B船は、船長Bが単独で乗り組み、同県松浜漁港の定係地を発し、友人3人を乗せて水深約20mの発生場所に船首を南西方に向け、錨泊して魚釣り中、平成20年8月31日08時30分ごろ、A船の船首が、B船の右舷中央部に衝突して乗り切った。当時天候は晴で、風力3の西風が吹き、波高は0.2mで、潮候はほぼ低潮時であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船船橋当直者の見張りが不十分であったことが考えられる。 B船船橋当直者の注意喚起信号の時機の遅れ及び衝突を避けるための時機が遅れた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が錨泊中のB船に気付かないままB船に向けて航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。 B船は注意喚起信号及び衝突回避措置を行う時機が遅れた可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	